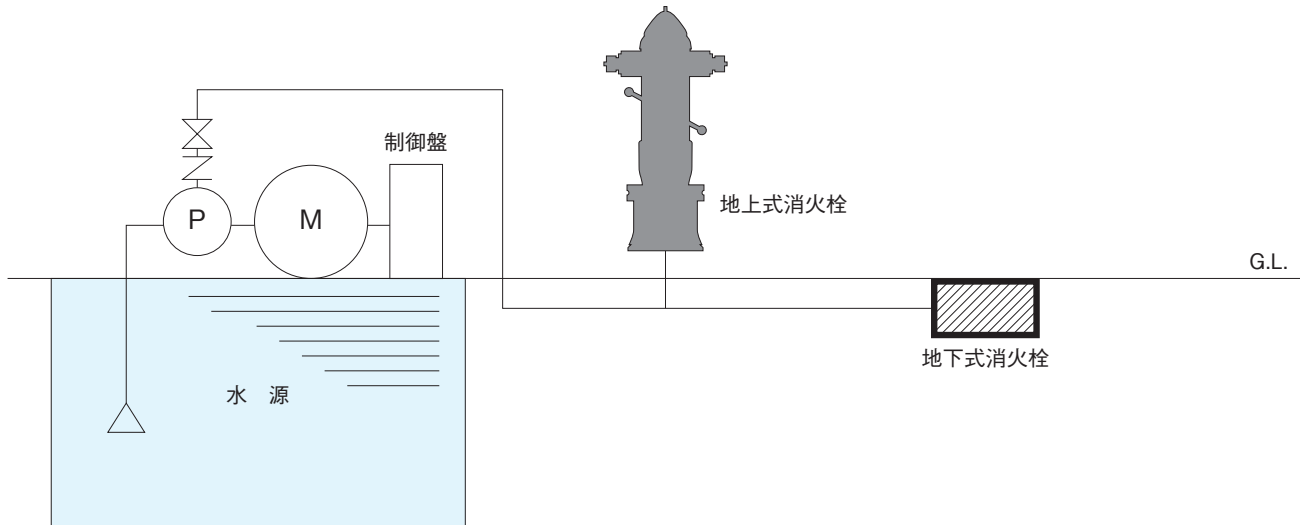


屋外消火栓設備技術基準(抜粋)

■屋外消火栓設備

屋外消火栓設備は、建築物の一階及び二階の部分火災で消火器又は屋内消火栓設備で消火すべき段階を過ぎた中期火災及び隣接建物への延焼防止の段階で使用されることを目的とした消火設備で水源・加圧送水装置・起動装置・配管・屋外消火栓・ホース・ノズル及び屋外消火栓箱より構成されたものをいう。



- 一つのホースの接続口までの距離
建築物の各部分から一つのホースの接続口までは、水平距離が40メートル以下となるように設けなければならない。

■屋外消火栓・屋外消火栓箱

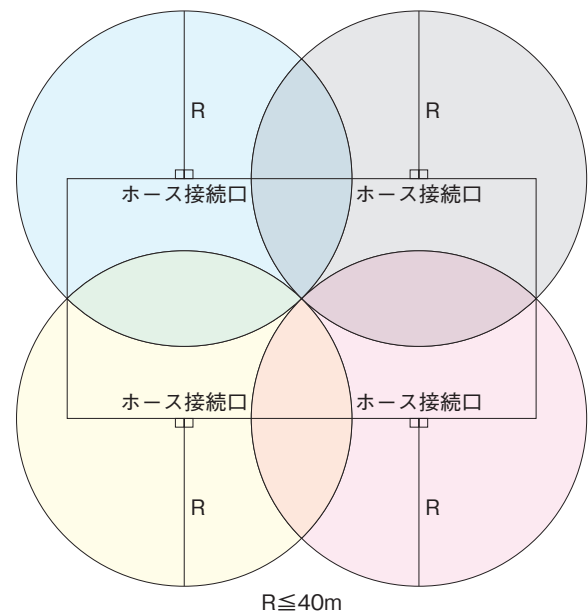
■屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術基準(規則第22条)

- 1 屋外消火栓の開閉弁は、地盤面からの高さが1.5m以下の位置又は地盤面からの深さが0.6m以内の位置に設けること。なお、地盤面下に設けられる屋外消火栓のホース接続口は、地盤面からの深さが0.3m以内の位置に設けること。
- 2 屋外消火栓箱は、屋外消火栓からの歩行距離が5m以内の箇所に設けること。ただし屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けるときは、この限りでない。
- 3 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。
- 4 屋外消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。
 - イ 屋外消火栓箱には、その表面に『ホース格納箱』と表示すること。
 - ロ 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に『消火栓』と表示した標識を設けること。
- 6 非常電源は、屋内消火栓設備の規定の例により設けること。
- 10 加圧送水装置
 - ハ ポンプを用いる加圧送水装置
 - ポンプの吐出量は、屋外消火栓の設置個数(当該設置個数が2を超えるときは、2とする。)に400L/minを乗じて得た量以上の量とすること。

■屋外消火栓設備〔令第19条〕

屋外消火栓設備は、すべての屋外消火栓(設置個数が2を超えるときは、2個の屋外消火栓とする。)を同時に使用した場合には、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が0.25MPa以上で、かつ、放水量が350L毎分以上の性能のものであること。

- 一つのホースの接続口までの距離〔令第19条3項1号〕



- ニ 加圧送水装置には、当該屋外消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.6MPaを超えないための措置を講じること。
- ホ 起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部(自動火災報知設備のP型発信機を含む。)から遠隔操作できるものであること。

巻頭

易操作性
1号消火栓1号
消火栓広範囲型
2号消火栓補助放水栓・
2号消火栓・
天井設置型屋 内 栓
消 火 栓
設 置 基 準屋 外 栓
消 火 栓
設 置 基 準放水口・排水口・
排水口補助水栓・
非
コンセント連結送水管
技術基準
(抜 粋)

消火栓弁

ノズル・
結合金具ホース・
ホース
架ア イ
ユニット送水口・
採水口スプリンク
ヘッド放水設備・
スプリンク
器 出 配 管泡消火
設 備継手・
テスト
金具パッケージ
消火設備消火器・
消火器
格納箱移動式
消火
設 備ケーシング
消火器具
スペア
パーツ消火栓・
給水栓放水銃
他文化財向
防炎
放水
銃技術資料
目 次品名
番 号
索 引